

第1節 豊かな自然を生かした農林水産業の振興

農 業

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・平成28年度に佐久市の農業の目標、基本方向などを示す佐久市農業振興ビジョンを見直しました。
- ・農業の担い手の確保・育成を図るため、新規就農者に対する財政的な支援を行うとともに、佐久市営農支援センターによる野菜栽培講習会、アシスタント講習会などを開催しています。
- ・高原野菜の一大産地である望月長者原地区の野菜生産をさらに発展させ、より一層の品質向上や出荷量の増加を図るため、農業用施設の整備を支援しました。
- ・収益性の高い転作作物や「佐久古太きゅうり」のような佐久市のブランド野菜の育成を図るため、実証栽培を行っています。
- ・佐久市農業振興地域整備計画や人・農地プラン*に基づき、効率的な生産体制を目指して農地の集約化を進めています。
- ・農地の有効利用に向けて、空き農地情報を発信するとともに、荒廃農地の再生・活用への支援を行っています。
- ・WCS（稲発酵粗飼料）*用イネなどの新規需要米の栽培を奨励することにより、米の生産調整を推進しています。
- ・環境保全型農業直接支払制度*などを活用し、環境にやさしい農業を推進しています。

- ・農業生産性の向上を図るため、水路や農道の整備など農業基盤整備を推進しています。

現状と課題

- ・農業の担い手が減少、高齢化する中で、新規就農者、農業後継者の確保・育成を図るとともに、営農支援センターを中心とした支援体制の強化を図る必要があります。
- ・地域の特徴を生かした農産物のブランド化、産地化を図るため、望月長者原地区を始めとする産地における農業用施設の整備などを支援する必要があります。
- ・農業生産の中核を担う認定農業者*の育成を図るとともに、経営の安定化のために農地の集積や法人化に向けた支援を行う必要があります。
- ・高速道路の新たなインターチェンジの設置に伴い開発需要が高まる中で、優良農地の保全を図る必要があります。
- ・荒廃農地や有害鳥獣による農作物被害が増加していることから、対策を講じる必要があります。
- ・農村は、食料を生産するだけでなく、佐久市らしい魅力ある景観などの多面的な機能を有していることから、その機能の維持・向上を図る必要があります。

* 人・農地プラン：地域での話し合いにより、集落や地域における農業の現状、課題等を整理し、地域の農業の持続可能な力強い農業構造を実現することを目的に地域の中心となる経営体の確保、経営体への農地の集積などについて作成した計画
* WCS(稲発酵粗飼料)：稲の子実が完熟する前に、子実と茎葉を一緒に密封し、発酵させた貯蔵飼料
* 環境保全型農業直接支払制度：化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する制度
* 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を市町村に提出し、認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 農業経営基盤の確立

- ・各地域の人・農地プランに基づき、中心的な担い手への農地の集積、経営規模の拡大、営農組織化など地域の特徴を生かした農業経営基盤の確立を促進します。
- ・U・J・Iターン*などの新規就農者、農業後継者の確保・育成を図るほか、就農による定住を促進するための支援体制の充実を図ります。
- ・農地中間管理事業の活用などにより、貸し手・借り手間の農地の流動化を促進し、農地の利用集積と作物ごとの団地化・集約化を進めます。

(2) 農業生産基盤の整備と維持

- ・農業振興地域整備計画を見直し、社会情勢に即した農地利用のあり方を示します。
- ・荒廃農地対策として、補助事業の活用などにより、荒廃農地の再生・利用を促進します。
- ・農作物の有害鳥獣対策として、広域防護柵の設置など集落ぐるみの取組を支援します。
- ・水路や農道など農業基盤の整備を推進します。

(3) 安全・安心な食料の供給

- ・佐久市のブランド野菜や産地の育成を図るとともに、農業用施設の整備などを支援します。
- ・佐久市の風土や特徴を生かした新たな作物、栽培方法を検証し、農産物のブランド化や米の生産調整を推進します。

- ・酒造好適米の生産振興・利用促進を図るため、酒造好適米の産地化と流通体制の構築を支援します。

- ・トップセールスを始めとする様々な取組により、農産物の販路拡大・消費拡大を推進します。

- ・加工・販売施設整備に対する支援などにより畜産経営の安定を図るとともに、飼料用イネや堆肥の活用などによる耕畜連携のサイクルの確立を図ります。

- ・地域資源を活用した新商品開発や新事業展開を始めとする農商工連携や6次産業化*への取組を支援することにより、多様な主体間の連携を促進します。

- ・学校給食での食育と地産地消を図るため、市内で生産された農産物を小中学校に提供する学校給食応援団の活動を推進します。

- ・地域での地産地消を図るため、郷土料理の普及や飲食店などでの地元農産物の利用を促進します。

(4) 活力ある農村づくり

- ・都市部住民と市民の農業体験を通じた交流や都市から農村への移住・定住を促進することにより、農村の活性化を図ります。

- ・多面的機能支払制度*、中山間地等直接支払制度*などを活用し、農村の多面的機能の維持・向上を図る地域の取組を支援します。

- ・環境保全型農業直接支払制度や有機農業への取組を推進するとともに、GAP（農業生産工程管理）*の導入を促進します。

* U・J・Iターン: Uターンは生まれ育った故郷から進学や就職を機に都会へ移住した後、再び生まれ育った故郷に移住すること。Jターンは生まれ育った故郷から進学や就職を機に都会へ移住した後、故郷にほど近い地方都市に移住すること。Iターンは生まれ育った故郷から進学や就職を機に故郷にはない要素を求めて、故郷とは別の地域に移住すること。

* 6次産業化: 農山村活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次・第3次産業(加工・販売等)に係る事業の融合により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出に取り組むこと。

* 多面的機能支払制度: 水路の泥上げなど、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため地域の共同活動を支援する制度

* 中山間地等直接支払制度: 中山間地域などの生産条件が不利な地域で、5年以上農業を続けることを約束した農業者に交付金を交付する制度

* GAP(農業生産工程管理): 農業生産活動を行う上で必要な関係法令などの内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検と評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

林 業

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・国や県と連携し、森林整備を促進するとともに、林業施業者の経営体制の強化を図っています。
- ・区の要望などにより、県に対し保安林の指定を申請する中で、治山・治水事業を推進しています。
- ・「佐久市公共建築物・公共土木工事等における木材利用促進方針」を策定し、地元産材などの活用を推進するとともに、望月保育所などでは、地元産材を用いて施設を整備しました。
- ・春日の森、平尾の森（森林セラピー*基地）などでは、森林の持つ多面的な機能を活用し、交流人口創出への取組を進めています。
- ・木質バイオマス熱利用設備導入事業補助金を拡充し、これまでのペレットストーブ*、木質バイオマスボイラーの設置に要する経費に加え、木質バイオマス燃料製造設備の設置に要する経費についても対象としました。

現状と課題

- ・森林は、市域の約62パーセントを占め、治山、治水、水源のかん養、国土や自然環境の保全などの公益的機能を果たしています。
- ・森林は、木材生産や観光資源としての経済的機能、保健休養機能、自然体験学習などの教育機能などの多面的機能を持つ貴重な資源であることから、林業の振興と森林の保全を図る必要があります。
- ・木材価格の低迷が続き、森林整備や担い手の確保が進んでいないことから、効率的な森林整備を促進するとともに、林業施業事業の拡大、林業施業者の経営体制の強化などを図る必要があります。
- ・区などの要望による治山・治水事業の実施について、森林所有者、区などと協議する中で保安林への指定を行い、事業化を促進する必要があります。
- ・森林病虫害の被害（松枯れ）について、被害面積は拡大していることから、被害拡大防止のため、被害先端地などでの伐倒、くん蒸処理などの対策の必要があります。

* 森林セラピー: 森林内での保養活動の効果を医学的に証明し、森林環境を利用しながら人々の心身の健康維持・増進を図る取組

* ペレットストーブ: 間伐材や廃材、おがくずなどを碎いて固めた「木質ペレット」を燃やすストーブ。原料の木が二酸化炭素(CO2)を吸収しているため、燃やしても大気中のCO2を増やさないとされる。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 林業経営基盤の確立

- ・森林組合など林業組織の強化を図り、林業従事者の育成・確保、就業環境の向上などを促進します。
- ・地元産材であるカラマツ材などの公共施設・住宅などへの積極的な活用を促進します。
- ・ペレットストーブの普及を促進することにより、端材などの有効活用に努めます。
- ・シイタケ、シメジなど林産物の産地化や、栽培技術向上のための技術普及に努めるとともに、販路の拡大を促進します。

(2) 林業生産基盤の整備と維持

- ・保安林改良事業の活用や、適正な間伐・枝打ちなどにより、針葉樹と広葉樹が適度に混交した多様な森林づくりを推進します。
- ・森林病虫害や、有害鳥獣などによる森林被害の予防・防止を適切に行い、健全な森林の保全を図ります。
- ・林道の整備や森林施業の共同化・機械化を促進し、生産性の向上・森林整備の効率化を図ります。

(3) 多面的機能を発揮する森林づくり

- ・治山・治水事業の計画的な導入により、災害に強い森林の維持を図ります。
- ・森林セラピーやレクリエーション事業との連携により、観光客との交流を促進するなど交流人口の増加を図ります。

- ・緑の教室の開催により、森林・林業の大切さ、役割、必要性について理解を深めるとともに、木材利用の拡大を促進します。

水産業

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・佐久鯉、シナノユキマス、信州サーモンなどの消費拡大のため、市のホームページ、エフエム佐久平などによる情報発信を行っています。
- ・信州サーモンを用いた「臼田バーガー」や、佐久鯉を用いた「鯉のかば焼き丼」、「鯉こく」などを農業祭、銀座NAGNO*などのイベントや学校給食で紹介し、消費拡大に取り組んでいます。
- ・地産地消推進の店などと連携し、市内で生産される特産魚を使った料理などを提供する店の増加を図っています。
- ・市内水産業の振興を図るため、アユ釣り、ニジマス釣りなどのレジャーと連携した観光面でのPRを行っています。

現状と課題

- ・市内では、鯉のほか信州サーモンなども養殖されていますが、これらの養殖魚についても積極的なPRを行う必要があります。
- ・佐久鯉について、若年層を始めとして消費が減少しており、消費者層を明確化した上で消費拡大を図る必要があります。
- ・フナの水田養殖は、担い手の不足や高齢化などの問題があり、生産が減少していることから、生産活動を支援する必要があります。
- ・商業や観光業と連携し、水産業の多面的な振興を促進する必要があります。

* 銀座NAGNO: 平成26年に東京銀座にオープンした長野県のアンテナショップ。東京と信州をつなぐ首都圏情報発信拠点

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 内水面漁業の振興

- ・水産試験場などと連携し、信州サーモンなど、新魚種の生産拡大を促進します。
- ・地域文化の継承につながるフナの水田養殖について、農業との連携を促進するとともに、担い手の確保、持続可能な生産流通体制の構築を図ります。

(2) 魅力ある水産物のブランド化と発信

- ・佐久鯉のブランド力の強化に向けた関係者の意見集約を図るとともに、鯉の持つ栄養価の高さなどの特徴を生かした機能性食品としての高付加価値化や、千曲川の清流で育つなどのイメージを生かしたブランド力の強化を促進します。
- ・市ホームページなど、多様なメディアの活用により佐久鯉、シナノユキマス、信州サーモン、ニジマスなどのPRを積極的に行い、消費拡大を図ります。
- ・商業・観光業と連携した水産業の多面的な振興を促進します。

第2節 活力と魅力があふれる商業の振興

商業・サービス業

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・商工会議所、各商工会で行う総合的な経営指導事業に対し支援を行うとともに、経済動向や資金需要を把握しながら、制度資金の改定を行いました。
- ・岩村田商店街におけるチャレンジショップの取組や野沢、中込、臼田地区の商店街における街路灯のLED化の取組など商店街の活性化のための取組を支援しています。
- ・佐久市中心市街地活性化基本計画*の策定に向けて、岩村田地区活性化検討委員会を開催して検討を開始しました。
- ・空き店舗の解消に向けて、補助制度を創設して、活用を促進しています。
- ・佐久市ものづくり支援事業により新たな商品開発を支援しています。
- ・新市場の開拓や販路拡大を促進するため、国内外の展示会または見本市への出展に対して対象範囲を広げて支援しています。

現状と課題

- ・佐久市の商圏の吸引力は県内トップの水準にありますが、減少傾向となっており、卸売・小売業の店舗数・売り場面積も減少傾向が続いていることから、市内外から多くの人を呼び込むことができる商業・サービス業の振興を図る必要があります。
- ・大型店の立地に対しては、適切な出店が行われるよう、関係機関と連携する必要があります。
- ・商店経営者の人材育成や後継者不足が深刻な課題となっていることから、経済動向を的確に把握して、適切な支援を行う必要があります。
- ・高齢化に伴い、買い物弱者の増加が懸念されることから、効果的な支援について検討する必要があります。

* 中心市街地活性化基本計画: 中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律に基づき、市町村が策定した計画

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 商業経営基盤の確立

- ・中小企業者への経営支援のため、中小企業者の資金需要に対して、迅速に対応します。
- ・社会経済情勢の変化に柔軟に対応し商店経営の近代化を促進するため、経営者・後継者育成事業の強化に努めます。

(2) 魅力ある商店街の形成

- ・商店会組織の機能強化を促進するとともに、街おこし事業、活性化事業を支援します。
- ・商店街の魅力を高めるため、空き店舗の解消と環境整備を支援します。
- ・空き店舗などを活用した、起業のためのチャレンジショップの整備を促進します。
- ・電子商店街*などのインターネット商取引や電子マネーの導入を支援します。
- ・魅力的で快適な商店街を形成するため、ユニバーサルデザインを導入した整備を支援します。

(3) 魅力ある中心市街地の形成

- ・佐久市中心市街地活性化基本計画に基づき、市民、事業者などと一体となって、にぎわいと魅力がある中心市街地の形成を図ります。

(4) 良好な商業環境の形成

- ・既存商店街と地域の活性化に配慮した商業集積を図ります。

- ・まちづくり3法*に基づき大型店出店が適切に行われるよう、関係機関との連携強化を図ります。

- ・商店街が行う買い物弱者などに対するきめ細かなサービスへの支援に努めます。

(5) 流通・サービス業の振興

- ・サービス業の活性化のため、専門的技術を備えた人材の育成・確保を支援します。

(6) 魅力ある商品のブランド化と発信

- ・「健康長寿」などの地域の特徴を生かした新たな商品開発を支援することで、魅力ある商品のブランド化を推進します。
- ・農業・観光業などと連携した新たな商品開発とブランド化を促進します。
- ・販路の拡大、積極的なPR、ネットワークの構築に努め、集客力の向上と販売力の強化を支援します。

* 電子商店街: インターネット上で商品販売サイトを1つのサイトにまとめて、様々なものを販売するWebサイトのこと。

* まちづくり3法: 改正都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法の3つの法律の総称

第3節 地域の魅力を生かした観光の振興

観 光

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・地域の特性を生かした蓼科スカイラインを活用した自転車レース「佐久ヒルクライム大会」の開催などの着地型観光*を進めています。
- ・観光関係団体などと連携して、中山道や小海線などを対象とした観光パンフレットなどを作成して周遊観光を進めています。
- ・市民交流ひろばを活用した熱気球係留体験を定期的に行うなど、新たな観光地づくりを進めています。
- ・平成27年3月の北陸新幹線金沢延伸を受け、交流人口の拡大を目指し、北陸圏に向けた各種イベント情報の発信や誘客活動を行っています。
- ・佐久市にゆかりのある人を「ふるさと観光大使」に委嘱して、ひとの力を活用した観光PRを行っています。
- ・フィルムツーリズム*の推進に向けて、ロケ地のガイドブックを映像制作関係者に配布して誘致活動を行っています。
- ・アグリツーリズム*の推進に向けて、農業生産者との連携により、農産物の収穫体験などを行っています。

現状と課題

- ・本市の観光客数は、減少傾向が続いていることから、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催などの好機を活用した誘客を推進する必要があります。
- ・今後の北陸新幹線の延伸、中部横断自動車道の開通を見据えて、近隣市町村と連携した広域観光のルート創出などにより、新たな誘客宣伝による新規観光旅行者、リピーターの確保に取り組む必要があります。
- ・国内における訪日外国人旅行者数の増加傾向が続いていることから、佐久市においてもインバウンド*対応を検討する必要があります。
- ・多様な観光旅行者のニーズに対応するため、自然、歴史、文化、特産物などの観光資源の魅力を高めるとともに、各分野の連携を進め、滞在時間の延長につながる体験型観光、着地型観光の充実を図る必要があります。

* 着地型観光:旅の目的地(到着地)に所在する旅行業者が企画するバック旅行

* フィルムツーリズム:映画やテレビ番組などの舞台となったロケ地や、原作の舞台をめぐる旅のこと。

* アグリツーリズム:農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型スタイルの観光のこと。

* インバウンド:外国人が訪れてくる旅行のこと。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 魅力ある観光地づくり

- ・佐久バルーンフェスティバルや望月駒の里草競馬大会などの各種イベントの充実を図るとともに、地域が主体となったイベント運営を促進します。
- ・ニューツーリズム*や地域資源である山、川、溪谷、文化、街道、スポーツなどを複合的に活用し、中長期的に期間滞在する体験型・着地型観光を推進します。
- ・関係機関と連携し、周辺観光地との周遊コースの構築など、広域観光ルートの創出を図ります。
- ・中部横断自動車道の開通を見据えて、佐久平スマートインターチェンジに隣接する佐久市温水利用型健康運動施設や佐久南インターチェンジに隣接する佐久南交流拠点施設などを活用したさらなる観光交流を推進します。
- ・訪日外国人旅行者数の増加傾向を踏まえ、インバウンド対応ができる観光地づくりについて検討します。

(2) 観光基盤の整備

- ・観光拠点である平尾山公園、春日温泉などの既存観光施設の整備・充実を図ります。
- ・中山道などの歴史・文化遺産をネットワーク化した観光ルートの構築を推進します。
- ・観光案内標識や物産販売所の設置など、各種観光関連施設の充実に努めます。

- ・訪日外国人旅行者や日本人国内旅行者の旅行情報収集などの利便性を向上させるため、公共施設などにおける公衆無線LAN*の整備を推進します。

(3) 観光情報の発信

- ・佐久市出身の在京者や著名人などによる情報発信、首都圏、北陸、中京圏などにおける誘客宣伝活動や海外を視野に入れた情報発信など、積極的かつ効果的な観光PRに努めます。
- ・映画などの撮影場所の誘致や、撮影を支援する民間主体の組織づくりを進め、誘客や地域活性化に努めます。
- ・市内観光施設における観光インフォメーション機能の充実を図ります。

(4) 多様な主体間の連携の促進

- ・農林水産業や商工業との連携により、新たな体験型観光や土産品開発を促進します。

*ニューツーリズム:旅行先での人や自然との触れ合いが重用視された新しいタイプの旅行

*公衆無線LAN:無線のLAN(local area network)によってインターネット接続を提供するサービス

第4節 力強いものづくり産業の振興

工 業

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・市内の工業振興と雇用確保のため、工業用地の取得や、生産設備の導入に対して支援しています。
- ・佐久市ものづくり支援事業審査会を設置し、企業が共同で開発する事業に対して支援しています。
- ・関東及び中京方面を中心に産業立地推進員が企業訪問を行うとともに、高速交通網の結節点としての優位性や災害の少なさといった地域の特徴を生かした積極的な情報発信を行うことで、新たな企業誘致を実現しました。
- ・商工団体などの関係機関と連携して、ものづくり拠点の設置に向けた検討を行っています。
- ・佐久市健康長寿産業振興推進協議会を設立し、地域の特徴である「健康長寿」を生かしたヘルスケア産業の振興や海外展開に向けた検討を行っています。

現状と課題

- ・製造品出荷額、事業所数、従業者数とも減少傾向にあることから、市内工業の活性化に向けて、佐久市産業振興ビジョンの見直しを検討していく必要があります。
- ・工場などの設置や生産設備の導入、人材育成などについて、企業が求めるニーズを的確に把握して必要な支援を行っていく必要があります。
- ・市内工業の活性化に向けて、企業、大学との連携や地域間連携を促進するとともに、創業や新事業展開、新製品・技術の研究開発などを支援する必要があります。
- ・工業用地が限られていることから、新たな工業用地を整備する必要があります。
- ・企業誘致活動については、県など関係機関と連携しながら、企業が求めるニーズを的確に把握して進めることが必要です。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 工業経営基盤の確立

- ・商工団体など関係機関と連携し、工業振興の具体的戦略である佐久市健康長寿産業振興ビジョンを策定します。
- ・市内の経済・雇用を支えるものづくり企業への経営支援事業などの拡充を図ります。
- ・新製品などの開発支援のため、関係機関や大学などとの連携や地域間連携を促進します。
- ・「健康長寿」などの地域の特徴を生かした製品の開発や海外を視野に入れた販路の拡大を推進します。

(2) 工業生産基盤の整備と活用

- ・高速交通網の整備など本市の優れた立地条件などを生かし、企業が求める立地条件に対応できる工業用地の整備を進めます。
- ・市内産業の連携に向けて、産業支援機関の設置を図ります。

(3) 企業誘致の推進

- ・本市の優れた立地条件などを広く発信し、企業誘致を推進します。
- ・企業立地を促進する新たな優遇制度を検討するとともに、既存の優遇制度の見直しに努め、制度の充実を図ります。

(4) 多様な主体間の連携の促進

- ・地場製品のブランド化や、農業・観光施策などと連携した新たなブランド品の開発を促進します。
- ・異業種グループの活動を支援し、新製品などの開発、技術交流を促進します。
- ・高度情報通信ネットワークを活用し、B to B（企業間取引）*による販路の拡大、積極的なPRなどを促進します。
- ・企業と大学などの連携を促進し、技術開発、生産基盤の強化を図ります。
- ・地域の特徴である「健康長寿」を生かした産業の確立のため、佐久市健康長寿産業振興推進協議会において、商工団体や医療、福祉などの関係機関の連携を図ります。

(5) ものづくり人材の育成

- ・関係団体が実施する人材育成事業を支援します。
- ・中小企業の人材育成を支援するため、従業員の専門性の高い資格取得を支援します。
- ・高度な技術・能力を備えた人材の育成を促進するため、佐久高等職業訓練校の安定的な運営を支援します。

* BtoB(企業間取引):企業間の物品の売買やサービスの提供などの企業間の商取引や企業が企業向けに行う事業のこと。

第5節 地域を支える安定した雇用の確保

就労・雇用

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- ・佐久公共職業安定所などの関係機関と連携して、就職情報の収集・提供を行うとともに、相談体制の充実を図っています。
- ・首都圏、市内において就職ガイダンスを開催し、求人情報の収集・発信を行っています。
- ・インターンシップ*事業の利用を促進するとともに、就職支援員が学校、企業を訪問して就職活動を支援しています。
- ・長野県や佐久シルバー人材センターなどの関係機関・団体と連携して、障がい者、高齢者の雇用促進を進めています。
- ・長野県と連携して、仕事と家庭の両立支援について、企業への普及啓発を行っています。
- ・勤労者の福祉向上を図るため、佐久市勤労者互助会への加入を促進して福利厚生事業を進めています。

現状と課題

- ・少子化、人口減少の進行に伴い、労働力不足が懸念されることから、新規学卒者の地元就職の促進やU・J・Iターン施策の推進により、若年層を中心に労働力の確保を図る必要があります。
- ・求人と求職のニーズが一致しない雇用のミスマッチや非正規雇用の増加などの現状から、安定した雇用の確保を進める必要があります。
- ・関係機関や企業と連携し、女性、高齢者、障がい者などの雇用機会の充実、雇用における処遇や労働条件の向上、技術・知識を十分に発揮できる就労体制の整備を促進する必要があります。
- ・豊かな暮らしを実現するため、仕事と育児などの生活を両立できる労働環境の整備を進めていく必要があります。

* インターンシップ: 学生が定められた期間、企業の現場などで就業体験すること。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 雇用機会の確保と人材育成

- ・企業誘致やU・J・Iターン施策の推進などにより、雇用機会の確保を図ります。
- ・佐久公共職業安定所などの関係機関と連携するとともに、移住者に対する無料職業紹介（地方版ハローワーク）を行い、就職情報の提供、相談に努めます。
- ・佐久高等職業訓練校、佐久技術専門校などと連携して高度な技術・技能を備えた人材を育成します。

(2) 就労機会の確保

- ・将来の技術者などの確保のために、就職支援員による企業側への積極的な受入れの呼びかけや受入れに対する支援などにより、インターンシップ事業の促進を図ります。
- ・関係機関との連携を図る中で、就職ガイダンスを開催し、求人情報の積極的な収集・提供に努めます。

(3) 多様な担い手の就業の創出

- ・佐久シルバー人材センターとの連携などにより、高齢者雇用の促進を図ります。
- ・関係機関と連携を図り、障がい者などの雇用の促進を図ります。
- ・市外の情報サービス業者などが都市部に居住せずに市内で遠隔地勤務（サテライトオフィス*、テレワーク*）できる環境を整備することで、市内での就業の創出を促進します。

(4) 働きやすい環境づくり

- ・企業と連携し、仕事と育児などの生活を両立できるワーク・ライフ・バランスの整った労働環境の整備を促進します。
- ・勤労者の福祉向上を図るため、佐久市勤労者互助会への加入を促進するとともに、ニーズに応じた勤労者福利厚生事業を推進します。

* サテライトオフィス:企業などが運用している本拠地から離れた場所に設けられたオフィス

* テレワーク:情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。